

調 査 報 告 書

令和 8 年 2 月 2 2 日

和泊町いじめ問題調査委員会

委員長 弁護士 山口 大観

目 次

第1	はじめに	2
第2	当委員会の活動内容	3
1	調査の目的	3
2	当委員会の構成.....	3
3	調査期間・調査経過.....	4
4	調査方法	6
第3	本件に関する事実認定と評価	8
1	前提となる情報.....	8
2	本件についての対象生徒及びその保護者の主張	10
3	本件について認定しうる事実と「いじめ」該当性の評価	15
第4	当該校及び教育委員会の対応と問題点.....	23
1	前提となる情報.....	23
2	学校の対応について.....	29
3	教育委員会の対応について.....	31
第5	再発防止に向けた提言	34
1	はじめに	34
2	発達的特性や配慮の必要性のある生徒に関する情報共有	34
3	大人の見守りが途切れる場面を想定した学校・部活動の運営	34
4	部活動における責任の所在の明確化	35
5	教育委員会を主体とした研修・情報共有体制の整備	36
6	重大事態を想定した平時からの連携体制構築	36
7	スクールカウンセラー等専門職の活用	37

第1 はじめに

- 1 令和6年10月、和泊町内の町立中学校（以下「当該校」という。）に在籍していた男子生徒（以下、文部科学省策定のいじめの重大事態の調査に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）記載の定義に沿って、「対象生徒」という。）が、当該校において対象生徒と同じ部活動（以下「当該部」という。）に所属する当該校の生徒から、当該部の大会遠征（以下「当該遠征」という。）の際に宿泊所で暴行を受け、その結果、負傷をしたと主張する事案が発生した（なお、対象生徒は病院を受診し、現に令和6年10月29日付で頭部打撲・腹部打撲・四肢打撲・口腔内挫創・四肢擦過傷等により、約1週間の加療を要する見込みである旨の診断書が作成されている）。

対象生徒の保護者は、令和6年10月28日、対象生徒から上記暴行について聞くとともに、他にも当該部の生徒からいじめ行為をうけていたことを聞いた（以下、対象生徒が受けていたと主張する一連のいじめ行為について「本件」という。）。

そこで、対象生徒の保護者は、本件について対象生徒の担任教諭（以下「担任」という。）に対して、報告した。

- 2 本件について、当該校は令和6年10月30日に和泊町教育委員会（以下「教育委員会」という。）を通じて和泊町長に報告した。

その後、和泊町は、令和6年11月26日、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第28条第1項第1号の定める重大事態（すなわち、いじめにより対象生徒の心身に重大な被害が生じた疑いがあるもの）として調査を行うことを決定した。

- 3 本報告書は、和泊町いじめ問題調査委員会条例（以下「条例」という。）に基づいて設置された和泊町いじめ問題調査委員会（以下「当委員会」という。）が本件について法第28条第1項に定める調査を行った結果に係る報告である。

第2 当委員会の活動内容

1 調査の目的

法第28条第1項は、調査の目的について、当該重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものと規定している。

また、ガイドラインの3頁にも、調査は、「重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため」に行うものとされており、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではないと記載されている。

本件の調査においても、法及びガイドラインの趣旨を踏まえ、事実関係を可能な限り明らかにし、その結果から本件への対処や、同種の事態の発生防止を図ることを調査の目的とした。

具体的には、上記目的のために、本件においていじめが疑われる事案の事実関係を可能な限り明らかにすること、当該校及び教育委員会の本件対応状況の検証、及び、本件への対処及び再発防止策に関する提言を行うことを目的とした。

2 当委員会の構成

条例第3条第1項によれば、「調査委員会は、委員5人以内で組織し、教育に関する学識経験者又は教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が委嘱する。」とされている。

これを受け、当委員会の委員には、本件の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない弁護士1名、警察官OB1名、元教員・発達支援経験者1名、公認心理師1名の合計4名が委嘱を受けて就任した。

また、委員の委嘱に際しては、教育委員会から対象生徒の保護者に対して意向の確認がなされ、委員全員の委嘱について対象生徒の保護者の同意が得られた。

なお、教育委員会においては5人目の委員も委嘱することが検討されて

いたが、候補者について対象生徒の保護者の同意が得られず、他の候補が決まらないうちに当委員会の調査活動が始まり、4名の委員での会議において調査方針も固まったことから、面談調査等の実施の迅速性に鑑みて5人目の委員は委嘱せずに調査を進行することとなった。

3 調査期間・調査経過

下記「当委員会開催日一覧表」記載のとおりである。

【当委員会開催日一覧表】

回	開催日	内 容
1	令和7年 2月27日	第1回委員会
2	令和7年 3月25日	第2回委員会
3	令和7年 4月21日	第3回委員会
4	令和7年 5月 8日	第4回委員会
5	令和7年 5月26日	第5回委員会
6	令和7年 6月 7日	第6回委員会（対象生徒及びその保護者との面談）
7	令和7年 6月16日	第7回委員会
8	令和7年 6月30日	第8回委員会
9	令和7年 7月 6日	第9回委員会（いじめの加害者として名前を挙げられた関係生徒4名の聴き取り）
10	令和7年 7月28日	第10回委員会（その他の関係生徒聴き取り）
11	令和7年 8月 1日	第11回委員会（その他の関係生徒聴き取り）
12	令和7年 8月21日	第12回委員会（その他の関係生徒聴き取り）

1 3	令和 7 年 9 月 8 日	第 1 3 回委員会
1 4	令和 7 年 9 月 1 2 日	第 1 4 回委員会（当該部コーチ、当該校教員聴き取り）
1 5	令和 7 年 9 月 2 6 日	第 1 5 回委員会（当該部監督聴き取り）
1 6	令和 7 年 1 0 月 6 日	第 1 6 回委員会（当該校教員聴き取り）
1 7	令和 7 年 1 0 月 7 日	第 1 7 回委員会（当該校教員聴き取り）
1 8	令和 7 年 1 0 月 1 4 日	第 1 8 回委員会（当該校教員聴き取り）
1 9	令和 7 年 1 0 月 2 4 日	第 1 9 回委員会
2 0	令和 7 年 1 0 月 3 1 日	第 2 0 回委員会（資料作成）
2 1	令和 7 年 1 1 月 7 日	第 2 1 回委員会
2 2	令和 7 年 1 1 月 1 7 日	第 2 2 回委員会
2 3	令和 7 年 1 1 月 2 8 日	第 2 3 回委員会（調査報告書作成）
2 4	令和 7 年 1 2 月 1 日	第 2 4 回委員会（調査報告書作成）
2 5	令和 7 年 1 2 月 5 日	第 2 5 回委員会（調査報告書作成）
2 6	令和 7 年 1 2 月 8 日	第 2 6 回委員会（調査報告書作成）
2 7	令和 7 年 1 2 月 1 0 日	第 2 7 回委員会（調査報告書作成）
2 8	令和 7 年 1 2 月 1 2 日	第 2 8 回委員会（調査報告書作成）
2 9	令和 8 年 1 月 2 0 日	第 2 9 回委員会（調査報告書作成）
3 0	令和 8 年 1 月 2 7 日	第 3 0 回委員会（調査報告書作成）
3 1	令和 8 年 1 月 3 0 日	第 3 1 回委員会（調査報告書作成）
3 2	令和 8 年 2 月 2 日	第 3 2 回委員会（調査報告書作成）
3 3	令和 8 年 2 月 1 2 日	第 3 3 回委員会（調査報告書作成）
3 4	令和 8 年 2 月 2 2 日	第 3 4 回委員会（調査報告書提出、対象生徒・対象生徒保護者への説明）

4 調査方法

(1) 資料調査

教育委員会又は対象生徒の保護者を通じて提供を受けた資料のうち主なものとして、

- ・和泊町いじめ防止基本方針
- ・当該校のいじめ防止基本方針
- ・当該校の生徒指導部会資料
- ・当該校の生徒指導体制に関する資料
- ・当該校で生徒に定期的に実施されている学校生活のアンケート結果に関する資料
- ・対象生徒の学校生活でのアンケート結果に関する資料
- ・当該校による本件の調査結果に関する資料
- ・当該校作成の本件発生後の対応経緯をまとめた資料
- ・教育委員会作成の本件発生後の対応経緯をまとめた資料
- ・いじめ重大事態の発生・調査開始に関する文部科学省宛ての報告書
- ・対象生徒の保護者から教育委員会に提出された要望書
- ・対象生徒の保護者と対象生徒の担任との間の「まなびポケット」を利用したメッセージのやり取り状況に関する資料
- ・対象生徒の発達支援に関する資料
- ・部活動規定
- ・対象生徒の怪我の診断書
- ・対象生徒記入の休部届
- ・学校だより

などの資料を調査した。

なお、当該校で生徒に定期的に実施されている学校生活のアンケート結果に関する資料において、令和6年度の1年生全員の一般的な学校生活アンケート等の結果を調査したが、対象生徒に対するいじめを疑わせる事実の記載は特に見当たらなかった。そのため、当該校の生徒への全体的なア

ンケートをとっても新たな情報が出てくることは期待しづらいと判断した。そこで、対象生徒及び保護者の意向を確認したところ、アンケート調査は実施しないという方針に同意されたため、当委員会によるアンケート調査は特に実施していない。

（２）聴き取り調査

対象生徒及びその保護者にも対象者について意向確認をした上で、以下の人物を聴き取り調査の対象として対面での面談聴取を行った。なお、全ての対象者について、対象者は町役場に来て頂き、教育委員会事務局は席を外して委員のみで対面にて聴取した。ただし、面談聴取当日、島外にいた一部委員はＺＯＯＭを利用してのオンラインで面談に参加している。

聴き取り調査の対象者については、以下のとおりである。

ア 対象生徒及びその保護者

令和７年６月７日に聴き取り調査を実施した。

イ 生徒Ａ、生徒Ｂ、生徒Ｃ及び生徒Ｄ

後述第３の第１項（２）記載の上記４名につき、令和７年７月６日に聴き取り調査を実施した。

ウ 当該校の生徒

当該遠征に参加した生徒のうち、当該校の生徒であった６名について、令和７年７月２８日から同年８月２１日にかけて聴き取り調査を実施した。

なお、当該遠征には当該部に所属する当該校以外の中学校の生徒も参加していたが、当該校による事前の調査によれば、本件に関する情報は有していないとのことであった。また、当該校による事前の調査や対象生徒及びその保護者からの話によれば、当該校の他の生徒も本件への関与・目撃は無さそうであった。そこで、いずれも対象生徒及びその保護者にも意向確認の上で聴き取り調査の対象とはしなかった。

エ 当該部の監督

令和 7 年 9 月 2 6 日に聴き取り調査を実施した。

オ 当該部のコーチ（当該校以外の中学校教員）

令和 7 年 9 月 1 2 日に聴き取り調査を実施した。

カ 当該校の教員

当該校の教員のうち、当該部の担当教員、担任、教頭、校長について、令和 7 年 9 月 1 2 日、及び同年 1 0 月 6 日から同月 1 4 日にかけて聴き取り調査を実施した。

キ 教育委員会の職員

教育委員会については、本件に関する当該校や対象生徒・保護者への支援・助言等を担当していた職員 1 名が当委員会の庶務を行っており、随時、当時の状況や資料について報告を受けた。

第 3 本件に関する事実認定と評価

1 前提となる情報

（1）対象生徒

対象生徒は、令和 6 年 4 月頃、鹿児島県外から和泊町に転居して当該校に入学し、同月 1 0 日頃から当該校への通学を始めた。本件発生時は当該校の 1 年生であった。

■■■■対象生徒は、令和 6 年 5 月頃、当該部に入部した。本件発生のため、令和 6 年 1 0 月 2 9 日以降は当該部に参加できておらず、後日、休部届を提出している（なお、休部届提出の経緯等については後述する）。

対象生徒は、令和 6 年 1 0 月 2 9 日以降暫くは当該校に登校できず、同年 1 1 月 1 日からリモート配信によって授業を受けることとなった。同月 1 3 日からは少しずつ実際の登校による授業出席も行うようになった。ま

た、対象生徒の意思確認の上で、同年１２月１６日、和泊町内の他の中学校（以下「現在籍校」という。）の授業等の様子を観覧し、同月１９日から現在籍校での授業にも参加するようになった。

そして、令和７年度（２年生時）からは、現在籍校に転校している。

（２）いじめの加害者として挙げられた関係生徒

対象生徒及びその保護者がいじめの加害者として名前を挙げた生徒は４名であり、いずれも当該部に所属していた。また、後述（４）記載の遠征にも参加していた。

この４名の関係生徒について、以下、

「生徒Ａ」・・・当時２年生の男子生徒で当該遠征時のいじめ行為ありと対象生徒が主張

「生徒Ｂ」・・・当時１年生の男子生徒で当該遠征時及びその他のいじめ行為ありと対象生徒が主張。また、当該校において対象生徒と同じ学級に所属していた。

「生徒Ｃ」・・・当時１年生の男子生徒で当該遠征時のいじめ行為ありと対象生徒が主張。当該校においては対象生徒とは別の学級に所属していた。

「生徒Ｄ」・・・当時１年生の男子生徒で当該遠征時にはいじめ行為はないが、その他のいじめ行為ありと対象生徒が主張。また、当該校において対象生徒と同じ学級に所属していた。

として記載する。

（３）当該部

当該部は、地域連携型の形態で活動を行っており、沖永良部島内の他の中学校と合同で活動を行っている。

当該部の部員数は、令和６年度において他の中学校も併せて合計３４名であった。うち当該校の部員数が２１名（３年生が４名、２年生が６名、１年生が１１名）であった。

当該部の監督は、教育委員会の要綱にしたがって設置される部活動指

導員が務めている（以下、当該部の監督のことを単に「監督」という。）。なお、部活動指導員は教職員ではない。当該部の練習には、監督はほぼ参加している。

また、コーチとして、当該校以外の中学校の教員及び部活動指導員の計2名がいる。本件当時は、その他に3名の部活動指導員がいたが、監督不在等の際の補助的な役割となる。

また、当該部には各学校との間の連絡や大会申込等の事務的な面を担当する教員が置かれており、当該校からも1名の教員が担当している。

（4）当該遠征について

当該遠征は、当該部が令和6年10月25日から同月27日まで徳之島町で行われたU-13の大会予選に参加するために行ったものである。当該遠征に参加した者は同月25日及び26日は徳之島町内の宿舎に宿泊していた。

当該遠征には、対象生徒、生徒A、生徒B、生徒C、生徒Dを含み、合計16名の部員が参加した。うち当該校の部員は11名（2年生が1名、1年生が10名）であった。

宿舎においては、男子生徒は2階の板で隔てられた（ただし、板の上部は隙間が空いていた）2つの部屋に部屋割りされていた。

2 本件についての対象生徒及びその保護者の主張

本件について、対象生徒及びその保護者がいじめと主張する項目及び各項目について主張する事実は、下記「調査事項一覧表」記載のとおりである。

【調査事項一覧表】

No.	概要	対象生徒及びその保護者の主張
1	令和6年10月26日、当該遠征先宿舎に	対象生徒は、宿舎での夕食前に、生徒Aがインスタントみそ汁を飲むためのお湯を沸かすように生徒

	において、生徒Aからお湯を沸かすよう指示され、お湯を沸かしたが、お湯に洗剤を入れたと疑いをかけられたとする件	Aから指示された。 対象生徒はお湯を沸かしたが、生徒Aは洗剤の臭いがするとして、お湯に洗剤を入れたと疑いをかけられ、結局、お湯を入れたみそ汁は捨てられることとなった。
2	令和6年10月26日、当該遠征先宿舎の部屋において、生徒A・生徒B・生徒Cから暴行を受けたとする件	<対象生徒及び対象生徒保護者が当該校へ伝えた内容> ・生徒A・生徒Bの2人から、部屋で殴る蹴るの暴行を受けた。生徒A・生徒Bは対象生徒をいじめるの楽しい、癖になると言ってボールを蹴る様に、足や腹、全身、頭や首も蹴ったりしていた（対象生徒は体育座りをしていた）。同行していた他の中学校のコーチは隣の部屋にいたから、薄い壁に「どんっ」と投げつけられる音が何度もしていたはずなのに、助けてはくれなかった。 ・対象生徒は、布団をぐちゃぐちゃにしていないのに、生徒Aと生徒Bから布団を畳むように言われて、畳もうとすると、生徒Aが邪魔をし畳めず、生徒Bが「早くしろよ」と腹を殴る、蹴るしてきた。 ・対象生徒が生徒Bに頭部を殴られている時に、対象生徒は鼻血が吹き出して「ちょっとタンマー」といって鼻血を拭いてティッシュを鼻の中に入れ、生徒Bからまた何発も殴られた。 ・背負い投げして転倒後も蹴り続けられた。 ・頭部を鈍器で殴られた。 ・（枕投げをされていて対象生徒が投げた枕が生徒B

	に当たってまた生徒Bから暴行を受けたという話が当該校による関係生徒への聴取で出ていることについて）対象生徒は枕を投げていない。急に、殴られてお腹にひざを入れられて、転ばされて30発ぐらい殴られたり、蹴られたりした。そのときは理由が分からなかった。 ・生徒Bから抱えられて投げられて、窓を開けられて生徒Aから足を持たれて「こいつ死んでもいいや」と生徒Aから言われて、転がり落ちて、生徒Aの布団に落ちてしまい「きれいにしろ」と言われてまた暴行された。 <当委員会での対象生徒及び対象生徒保護者の供述> ・最初、生徒Aと生徒Bの布団を直しとけ（敷け、畳め、敷け）って言われて、直していたが（実際、布団は何かぐちゃぐちゃで、誰だって言われて自分のせいだと疑われた）、生徒Aがちょっかいて言うか、布団を蹴って敷くのを邪魔してきて、それで生徒Bがぶち切れていきなり腹パンをしてきた。 ・1回殴られたときは、生徒Aが布団の邪魔をしてきて、早く敷けよって意味で殴られたと思う。 ・2回目も、生徒Aが布団敷くの邪魔して（生徒Aもここで邪魔するために助走つけて飛び蹴りで腹と顔に暴力）、生徒Bからまた「遅えよ」と言われて腹・足・肩を拳で殴られた。それが10回ぐらい続いた後、生徒Bから物（テレビのリモコン位の大きさ。鉄かと思うくらい痛かった）を使って殴られた。また、生徒A・生徒Bから窓から対象生徒を落とそ
--	---

		うとされた後、布団の上に背負い投げされた。 ・暴力は、生徒Bがやって、次に生徒Aがやって、また生徒Bというように入れ替わりの感じで行われた。 ・いったん生徒Aと生徒Bは出て行ったが、また生徒Bが戻ってきて、「枕が当たった。お前やろ」って感じで生徒Bから殴られた。枕が飛び交っていたかはわからないが、自分は枕を投げていない。 ・殴られてるときに、鼻血が出た。ちょっと待つてと言って、ティッシュを入れたような記憶がある。 ・生徒A・生徒Bは対象生徒を持ち上げて2階の窓から落とそうとした。 ・さらに、枕投げを疑われて暴行をされたときよりも後のタイミングになるが、生徒Cが転ばせるように肩をつかんで足をかけてきて、眼鏡が壊れるかもしれないくらいの強さで、背中にかけて転んだ。
3	令和6年10月26日、当該遠征先宿舎の部屋において、生徒Aからくしゃみを当てられ、鼻水をかけられたとする件	夜中に、生徒Aがくしゃみをして、それをわざと当てられた。近い距離だったので、鼻水と唾を飛ばされた。
4	当該遠征中に生徒Bから「ジュースおごれ」と言われたとする件	当該遠征中に生徒Bから「ジュースおごれ」と言われた。
5	当該遠征中に生徒A・	当該遠征中、生徒A・生徒Bから「障害、病気、ア

	生徒B・生徒Cから暴言を受けたとする件	レルギー、死ぬ、生きている価値がない」と言われた。生徒Bから「障害」とか「馬鹿」とか言われた。生徒Cから「顔ブサイク」と言われた。
6	生徒Bから当該遠征中以外にも暴行を受けていたとする件	生徒Bからは複数頻度の暴行を受けており、特に当該校のトイレで、一度、腹を複数回強い力で殴られたり、蹴られたりした。
7	生徒B・生徒Dから当該遠征中以外にも暴言を受けていたとする件	<対象生徒保護者が当該校へ伝えた内容> 生徒Bからは部活の合間でも3対1で混ざろうとしたら「雑魚こっち来るなこっち見るな、縄跳びでもしてろよ」など暴言も相当あったようである。 <当委員会での対象生徒の供述> 具体的にどんなことを言われてたか憶えていないが、当該遠征前から生徒Bや生徒Dからの暴言があった。 生徒Bから言われたのは、「しょうがい」と言われたのがショックだった。部活の練習前に突然言われたりしていた。2学期頃から増え、仲良くはしていたが暴力と暴言が多かった。
8	生徒Dから当該遠征中以外に暴行を受けていたとする件	生徒Dからは、数え切れないほど色々な場所で腕をつねられたり、ひっかかれたりするなどの暴行を受けた。生徒Dが以前にハエを息で殺したという噂が広がっていたところ、その噂を対象生徒が言っていたと生徒Bが生徒Dに伝えたことが原因であった。 特に、当該遠征に行くより前、腕をつねられて血が出た。 また、令和6年10月28日の音楽の時間にはリコー

		ダーで腕を強い力で叩かれた。
9	上記No. 8の暴行の原因となった対象生徒が生徒Dの噂を言っていたと生徒Dが信じたのは、生徒Bが嘘の事実を生徒Dに伝えたことが原因であるとする件	上記No. 8の暴行の原因となった対象生徒が生徒Dの噂を言っていたという事実を生徒Dが信じたのは、生徒Dに関する噂を対象生徒が言っていたと生徒Bが生徒Dに伝えたことが原因であるが、対象生徒はそのような噂を言っていない。にもかかわらず、生徒Bは嘘の事実を生徒Dに伝えたものである。
10	令和6年10月27日、当該遠征中の朝に生徒Cから暴力を振るわれたとする件	令和6年10月27日の朝、当該遠征先の宿舎で帰り支度をしている際、生徒Cから拳で1回だけ肩付近を押すような感じで殴られた。他の人にやられる感じは強くあった。 (注：なお、対象生徒及びその保護者に調査事項の範囲を説明・確認した後、対象生徒との面談で初めて出てきた話であったが、事実上、調査事項として追加し、その後の関係生徒等との面談で事実確認を行った)。

3 本件について認定しうる事実と「いじめ」該当性の評価

(1) 「いじめ」の定義について

法第2条第1項において、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

この点、当委員会としても、上記の定義に従って「いじめ」該当性を判断する。

ただし、上記定義によれば、いじめを受けたと主張する児童生徒に対する何らかの行為や発言があったと認められ、それによって当該児童生徒が心身の苦痛を感じたと申告すれば、「いじめ」に該当するということになる。

このように法の定義は、社会通念上のいじめよりも広く「いじめ」を定義しているものであり、具体的な「いじめ」に対してどのような措置が相当かは個々の事情によるものであることには留意いただきたい。

（２）調査事項No.1 について

ア 認定できる事実とその理由

令和6年10月26日（当該遠征の2日目）、生徒Aは自身がインスタントみそ汁を飲むためにお湯を沸かすよう対象生徒に要請した。

生徒Aは対象生徒が沸かしたお湯を使用して、インスタントみそ汁を作ったが、生徒Aは洗剤の匂いがしたとして、対象生徒に「洗剤入れた？」と聞いた。対象生徒は否定をした。

なお、対象生徒が原因ではないものの、お湯に洗剤の匂いが残っていた可能性は否定できず、洗剤の匂いが実際にしたかどうかは不明である。

その後、作ったみそ汁は生徒Aが捨てたと思われる。

イ いじめ該当性の評価

生徒Aの「洗剤入れた？」との発言は、お湯を沸かす前に洗剤を使ったかを尋ねる趣旨であった可能性もあるところ、少なくとも対象生徒が故意・過失でお湯に洗剤を入れたことを疑ったり決めつけたりする趣旨の発言であったと断定するに足る情報は、生徒A及び目撃した関係生徒の供述からも得られなかった。

しかし、生徒Aの「洗剤入れた？」との発言は対象生徒に向けられたものであり、対象生徒は苦痛を感じたと申告している以上、法第2条第1項の「いじめ」の定義には該当する。

（３）調査事項No.2 について

ア 認定できる事実とその理由

(ア) 令和6年10月26日(当該遠征の2日目)、当該遠征先宿舎の部屋において、対象生徒が生徒A・生徒B・生徒Cから以下の暴行を受けたことは認定しうる。なお、以下の①②③の事実はそれぞれタイミングが多少異なっており、それぞれ独立した暴行であったものと思われる。また、以下の①②③の事実の時系列上の発生順序を断定するに足る情報は無く、発生順序は判然としなかった。

- ① 生徒A・生徒Bらの寝ていた寝具が荒れていたことについて、同人らは対象生徒が荒らしたと思ったことから、対象生徒に直すように指示したが、対象生徒の直し方に不満を持ったことをきっかけに、生徒A・生徒Bが入れ替わり対象生徒に複数回暴行した。生徒Aは対象生徒を蹴った(飛び蹴りもあった)ほか、殴るなどした。生徒Bは蹴ったことのみは確認できた。
- ② 生徒Bが隣の部屋から上部の隙間を通して飛んできた枕に当たり、それを生徒Bは対象生徒の仕業によるものであると判断したことをきっかけとして、生徒Bが立っていた対象生徒に膝を入れて倒し、倒れたところを複数回蹴った(ただし、対象生徒が枕を投げたという事実は確認されていないことを付言する)。
- ③ 生徒Cは、対象生徒に寝具を直すように言ったが、その際の対象生徒の反応に不満を持ったことから、対象生徒の腕から肩の辺りを殴り、さらに足をかけて転ばせた。

以上の事実については、対象生徒・生徒A・生徒B・生徒Cの供述が一致していることから認定できる。

(イ) 一方で、

- ・対象生徒に対する生徒Bの暴行に殴る行為が含まれていたか
- ・生徒A・生徒Bによる暴行の具体的回数や態様
- ・生徒A・生徒Bによる暴行の途中で対象生徒が鼻血を出すようなことがあったか
- ・生徒A・生徒Bが「対象生徒をいじめるの楽しい、癖になる」という趣

旨のことを言っていたか

- ・生徒Bが物を使って暴行したか

- ・生徒A・生徒Bが対象生徒を持ち上げて2階の窓から落とそうとしたか

については、対象生徒と生徒A・生徒Bの供述は食い違っており、これらの点について双方の供述を裏付ける目撃情報や物的証拠は無く、客観的に認定し得るだけの情報は得られなかった。

(ウ) なお、対象生徒保護者が本件発覚直後に当該校へ伝えた内容には、「同行していた他の中学校のコーチは隣の部屋にいたから、薄い壁に「どんっ」と投げつけられる音が何度もしていたはずなのに、助けてはくれなかった。」との申告があった。

この点についても調査したが、関係者の供述によれば、同行していた他の中学校のコーチは隣の部屋にはいなかったとのことであった。また、同行していた監督は、暴行が生じていた時間は隣の部屋にいたようであるが、他の部員も騒々しく、部屋でその他の物音はしている状況であったとのことであり、暴行が生じていることには気づかなかったとのことであった。

イ いじめ該当性の評価

上記のとおり、具体的な態様等については詳細が不明な点はある。しかし、いずれにせよ生徒A・生徒B・生徒Cの行った暴行によって対象生徒は苦痛を感じたものであり、法第2条第1項の「いじめ」に該当する。

(4) 調査事項No.3について

ア 認定できる事実とその理由

複数の目撃者の情報があることから、それらを総合すると、生徒Aがくしゃみをわざと対象生徒に当てていた事実、その際に鼻水または唾が飛んで対象生徒にかかった事実が認められる。

イ いじめ該当性の評価

上記の生徒Aがくしゃみをわざと対象生徒に当てるなどした行為は、対象生徒に向けられた（かつ故意性を有する）行為であり、それによって対象生徒は苦痛を感じたものであることから、法第2条第1項の「いじめ」

に該当する。

(5) 調査事項No.4 について

ア 認定できる事実とその理由

聴き取り調査の結果、特に目撃情報や物的証拠も無いことから、生徒Bがジュースを奢るように要求した事実は確認できなかった。

なお、対象生徒の供述によれば、ジュースを奢ることを強要するような感じまでの発言では無かったとのことであった。

また、調査の過程において他の生徒がジュースを奢るように要求した可能性のある情報にも接したが、情報提供者の記憶が曖昧で真偽は判然としなかった。

イ いじめ該当性の評価

上記のとおり、生徒Bによる行為の事実自体が客観的に認定できる情報が無い以上、いじめに該当する行為があったとの評価もできない。

(6) 調査事項No.5 について

ア 認定できる事実とその理由

生徒A・生徒B・生徒C以外の生徒による目撃供述は特に得られなかったが、同人らの供述からすれば、同人らが「障害」「病気」等の発言を対象生徒にした事実が認められる。

それぞれ対象生徒を揶揄するつもりで発言したことが認められる。

なお、上記3名が一緒になって言う感じではなく、それぞれ個別に発言したもののようである。

イ いじめ該当性の評価

上記の生徒A・生徒B・生徒Cが行った「障害」「病気」等の発言は、対象生徒に向けられたものであり、対象生徒の特性を揶揄する意図であったことが認められる。それによって対象生徒は苦痛を感じたものであることから、法第2条第1項の「いじめ」に該当する。

(7) 調査事項No.6 について

ア 認定できる事実とその理由

関係生徒の話を総合すると、当該校のトイレで、一度、生徒Bが対象生徒を呼び出し、いきなり対象生徒の腹を拳で複数回殴った事実は認められる。

対象生徒が生徒Bの名前を馬鹿にしていたと思ったことから、そのような行為に及んだものである。

イ いじめ該当性の評価

生徒Bの行った暴行によって対象生徒は苦痛を感じたものであり、法第2条第1項の「いじめ」に該当する。

(8) 調査事項No.7について

ア 認定できる事実とその理由

対象生徒及び関係生徒の供述には相互に食い違いがあるが(たとえば関係生徒が認めている事実でも、対象生徒は否定をしているような事実もあるところである)、関係者の供述を総合すると、少なくとも以下の事実を認めることができる。

- ① 生徒Aと生徒Bは普段は仲良くしている感じであったが、過度ないじりとして、生徒Bが対象生徒に「顔きもい」と発言したり、部活の際やゲームで遊んでいるときに生徒Bが対象生徒に下手くそという趣旨の発言をしたりすることがあった。
- ② 生徒Dは、対象生徒に暴言や悪口に類することを言ったことがある。生徒Dは対象生徒から悪口を言われた後に言っていたことが示唆された。具体的な発言内容は対象生徒も生徒Dも憶えておらず、不明である。

イ いじめ該当性の評価

生徒B・生徒Dの行った発言によって対象生徒は苦痛を感じたものであり、法第2条第1項の「いじめ」の定義に該当する。

(9) 調査事項No.8について

ア 認定できる事実とその理由

関係生徒の供述を総合すると、以下の事実が認められる。

① 生徒Dは、対象生徒の腕をつねったことが複数回ある。当該校からの下校途中、生徒Dがハエを息で殺したことがあるとの噂を対象生徒から大きな声で道の向こうから直接言われたことがあり、その後、生徒Bらに対象生徒が上記の噂をまた言っていたということを伝えられたことがきっかけであったことが示唆された。ただし、血が出たことがあるか否かや、その強度までは判然としなかった。

② 生徒Dは、令和6年10月28日頃（当該遠征終了後）の音楽の授業の際に、音楽室で、対象生徒をリコーダーで複数回叩いた。ただし、そこまで強いものではなかったと思われるとの目撃情報もあり、叩いた際の強度までは判然としなかった。

イ いじめ該当性の評価

生徒Bの行った暴行によって対象生徒は苦痛を感じたものであり、法第2条第1項の「いじめ」に該当する。

（10）調査事項No.9について

ア 認定できる事実とその理由

目撃者の供述を総合すると、対象生徒が生徒Dに関する噂を周囲の雰囲気流されて言っていたことはあったようである。

また、さらに対象生徒が生徒Dの噂を言っていたということを生徒Bが生徒Dに言っていた事実も認められる。

イ いじめ該当性の評価

対象生徒が生徒Dに関する噂を言っていたことが真実であるとしても、生徒Bがあえてそのことを生徒Dに伝える必要はなく、あえて告げ口をして生徒Dの生徒Bに対する怒りの感情を呼び起こす効果を持つものであることは生徒Bも認識しえたはずである。

生徒Bの告げ口行為自体が対象生徒に直接の苦痛をもたらすものではないため、「いじめ」の定義に該当するといふべきかは微妙な問題ではあるが、少なくとも生徒Bの行為は生徒Dの暴力を誘発する不適切な行為であったと評価すべきである。

(1 1) 調査事項No. 1 0 について

ア 認定できる事実とその理由

前述の本項 (3) (調査事項No. 2 について) 以外のタイミングでも生徒 C が暴力を振るったことがあるかについては、聴き取り調査によっても特に目撃情報や客観的資料も無いことから、確認はできなかった。

本項 (3) でも言及したとおり、調査事項No. 2 の暴力のタイミングで生徒 C は対象生徒に足をかけて転ばせる前に、対象生徒の腕から肩の辺りを殴っているため、このときの暴行と記憶が混同されているか、あるいは令和 6 年 1 0 月 2 7 日の朝のものは故意ではなく、何らかの理由で対象生徒の肩辺りを押したものにすぎなかった可能性も否定できないものと当調査委員会では整理した。

イ いじめ該当性の評価

上記のとおり、生徒 C による令和 6 年 1 0 月 2 7 日の朝の行為の事実自体が客観的に認定できる情報が無い以上、いじめに該当する行為があったとの評価もできない。

[Redacted text block containing multiple lines of blacked-out content]

第4 当該校及び教育委員会の対応と問題点

1 前提となる情報

(1) 当該校の平常時のいじめの早期発見の取り組み

当該校においては、毎月、在籍生徒に何らかのアンケートを実施することとなっており、主に「学校生活アンケート」がほぼ毎月実施されている。学校生活アンケートでは、「最近、あなたは誰かに嫌なことをされたり、嫌な思いをさせられたりしましたか。」との自身がいじめに類する行為を受けたことがあるかについての質問項目（また、ある場合には相手が誰であるかを回答したり、その内容をチェック方式で回答することになっている。）や、「あなたは他の人がからかわれたり、嫌な思いをさせられている場面を、見たり聞いたりしたことがありますか。」との他者がいじめに類する行為を受けたのを見聞きしたことがあるかについての質問項目がある。

なお、本件が発覚した令和6年10月末までに実施された当該校での対象生徒及び他の生徒のアンケート回答において、対象生徒に対するいじめを想起させる回答は無かった。

(2) 当該校のいじめ防止基本方針

当該校の令和6年度のいじめ防止基本方針においては、いじめへの具体的対応として以下の記載が認められる。

- ① 【いじめの緊急事態における情報入手・発見・対応の流れ・連絡体制】のフローチャート図によれば、「いじめ調査対策委員会」が個々・事例に応じた指導・援助を行うこととされており、具体的には同委員会が保護者との連携、SC・SSWとの連携なども行うことが想定されているように見える。

- ② また、いじめ防止基本方針本文においても、「いじめ調査対策委員会

は、いじめが発生した際に、調査・対応について検討する組織である。」とされており、構成メンバーは「上記いじめ防止対策委員会（注：なお、いじめ対策委員会の誤記であると思われ、いじめ対策委員会は、校長・教頭・生徒指導主任・学年生徒指導係・養護教諭で構成されるものとされている。）と、各学年主任・担任・各学年教育相談係を加える。さらに状況の必要性が生じた場合は、ＳＣ・ＳＳＷ・児童相談所・保健福祉課等といった外部機関と連携し、事態の正確な把握と適切な対応・指導について検討した後、対応するものとする。」とされている。

- ③ 【いじめへの対応】の項目では、「(ア)「組織」を核とした対応」が記載され、「いじめを認知した場合には、迅速で組織的な対応を心がけ、「組織」を核として、情報の共有を図るとともに、いじめを受けた生徒への支援、いじめを行った生徒への指導、周囲の生徒へのケア等について、教職員の役割分担を明確にし、必要に応じて市教育委員会へ報告し、指導・助言を受ける。」と記載されている。

- ④ 重大事態への対応において、「該当生徒等、重大な影響を受けている生徒に関しては別途「個別支援チーム部会」を設置し、対応について検討する。」との記載や、継続して心のケアが必要な場合には、被害生徒支援として、「個別支援チーム部会」を臨時に構成し、情報連携と具体的な支援策の検討を行い、実施する。」との記載が見られる。

また、個別支援チーム部会については、「開催：随時（週１回開催を原則）」「構成員：校長・教頭・生徒指導主任・教育相談係・学年主任・担任・その他部活動顧問や関わりのある職員及び、外部機関（ＳＣ・ＳＳＷ・主任児童委員・民生委員・教育委員会）」とされている。

（３）和泊町いじめ防止基本方針

和泊町いじめ防止基本方針（以下「町基本方針」という。）においては、「法第１４条第３項の規定に基づく教育委員会の附属機関として、「いじめ問題等対応対策専門委員会」を設置する。」とされており、「法第２８条第１項に規定する重大事態にかかる調査を行う場合、この附属機関が調査

を行う。」とされている。

(4) 和泊町いじめ問題調査委員会条例

条例第1条によれば、当委員会は、重大事態の対処等について調査審議するためとの記載もある一方、「法第14条第3項の規定に基づき」設置する旨の規定がなされている。

(5) 本件認知後の主な対応

ア 令和6年10月29日午前1時55分、対象生徒の保護者から担任へのまなびポケットへの投稿によって、対象生徒から本件の存在を聞いたことの第一報がなされた。

担任は、朝方にこの投稿を確認し、当該校の教頭へ報告を入れ、校長へも情報共有がなされた。また、同日午前8時30分頃には当該校の教頭から、教育委員会へも第1報の報告があり、その日のうちに教育委員会と当該校の校長とで対応体制や状況の確認がなされている。

また、その後も随時、教育委員会と学校の間で状況の共有が行われていた。

ただし、当該校のいじめ防止基本方針に記載のある「いじめ調査対策委員会」は意識した設置はなされておらず、「個別支援チーム部会」の設置の可否も検討はなされていなかった。

結果的に、SC（スクールカウンセラー）・SSW（スクールソーシャルワーカー）については、対象生徒と一度面談を行ったのみの関与にとどまっている。

イ 令和6年10月30日は、生徒A・生徒B・生徒C・生徒Dは別室登校として教員からの事実関係の聴取、指導、オンラインでの授業受講をして過ごし、翌31日からは自宅待機（オンライン配信での授業受講）となった。

同日の夕方、対象生徒及び対象生徒保護者が来校し、対象生徒保護者同席ではあるが、当該校教員が対象生徒からの聴き取りを実施した。

ウ 対象生徒は、令和6年10月29日から登校が出来ない状況となって

いたが、同年１１月１日からは対象生徒についても自宅でオンライン配信で授業を受講するようになった。

オンラインのため、画質が良くなかったり、通信が途中で切断される等の技術的な問題は生じたこともあったようである。

エ 対象生徒については、令和６年１１月１３日からは少しずつ実際の登校による授業出席も行うようになった。その際、暫くの間は教育委員会の職員が対象生徒に付き添って見守りを行っていた。

また、対象生徒の意思確認の上で、同年１２月１６日、和泊町内の他の中学校（以下「現在籍校」という。）の授業等の様子を参観し、同月１９日からは現在籍校での授業にも参加するようになった。

ただし、一方で、少なくとも同年１１月２０日には、対象生徒保護者が教育委員会を訪れ、いじめをした関係生徒を学級変更するか、隣のクラスには友達もいるので対象生徒を学級変更してほしいとの趣旨の要望を行っている。これに対しては、後日、教育委員会の担当者が対象生徒保護者と話す中で、「学級を変更しても、関係生徒が隣の教室にいる状況で、安心して学校生活を過ごすことは難しいのではないか」という見解を伝えた。ただし、対象生徒保護者の要望を正式に組織的に検討した上での見解ではなかった。教育委員会側の認識としては、上記の見解に対して対象生徒保護者も同意を示したとの認識であった。なお、対象生徒の保護者は、「学級移動はできない」との回答が示された旨を述べるが、教育委員会から学級変更の可否についての明言があったかは確認できなかった。また、少なくとも同年１２月２４日には、対象生徒保護者が当該校の教職員に対して、隣のクラスであれば対象生徒も当該校に登校できるとの趣旨の発言があった。これに対しては、クラス替えはできない旨の返答がなされたが、組織的な検討の上での返答ではなく、また明確な理由が示された形跡は確認できなかった。

その後、対象生徒は、最終的には令和７年度（２年生時）からは、現在籍校に転校している。

オ 一方、当該校としては、生徒A・生徒B・生徒C・生徒Dのそれぞれの家庭から対象生徒及び対象生徒保護者に謝罪をさせて、上記4名の関係生徒の学校復帰に向けての一区切りとすることを想定していた。

しかし、結果的には、令和6年11月12日、当該校において、対象生徒が謝罪を受け入れた生徒Cの家庭のみの謝罪が実現している。その他の家庭については、双方保護者の感情的な対立もあり、謝罪の調整が困難となって実現しなかった。

なお、生徒Cは、翌13日から当該校への登校を再開している。

ところで、対象生徒保護者は、令和6年10月29日、生徒A・生徒B・生徒Cによる暴行について警察に被害届を出しており、警察の捜査も進んでいたところ、生徒Dについては警察の調査の対象となっていなかった。そこで、当該校としては、対象生徒らへの謝罪は実現していないが、同年11月11日から生徒Dの登校を再開させる判断をしている。

また、生徒A・生徒Bについても、当該校は同月20日からの登校再開を可とする判断をしている（なお、生徒Bは実際に登校を再開したのは同年12月2日からであった）。

以上の関係生徒の登校再開についての判断は、最終的には校長の判断であったようであり、登校再開のタイミングや方策等について組織的に検討がなされた形跡は無かった。

（6）当該部の休部届提出の経緯

対象生徒は、本件発生のため、令和6年10月29日以降は当該部に参加できていなかった。

そして、対象生徒保護者から当該校への令和6年10月29日午前1時55分のまなびポケットの投稿の中で、「●●部（注：引用に当たって一部伏せ字としたが、●●には当該部が行っている種目が入る。以下同じ。）はもちろん退部します。」との記載があること、また、当該校の教員の認識によれば、同月30日頃に対象生徒保護者が職員室に来て、辞めるとして当該部のユニフォームを置いて帰ったということから、当該校の管理職

の認識では対象生徒は既に当該部を退部したとの認識であった。

その後、令和6年12月3日、当該校の教頭が対象生徒と給食を食べていた際、対象生徒から生徒Bが部活に来ているかを聞かれた。理由を尋ねると、対象生徒は、対象生徒保護者が聞いてくるように言ったということ伝えた。この際、教頭が「●●がしたいの？●●は退部したと聞いたけど」と言うと、対象生徒は「●●部の退部届けは出していませんが」と答え「出した方が良いですかね？」と言ったので、教頭は「そうだね」と答えた。

令和6年12月5日午前5時9分、対象生徒保護者からまなびポケットに投稿があり、教頭も内容についてはその後認識をしている。その際の投稿には、「部活の退部届を出すよう 教頭先生に言われたそうですが 自分はこんなことがなかったら続けたかったのに 暴行した彼らは部活に復帰しているのかと 聞いたところわからないとの答えだったとか。」「●●部の対応に不信感しかありません。本人にしっかり説明をしてください。よろしくお願いします。」との記載があった。

同日、教頭は登校した対象生徒に「退部・休部届」の書式を渡した。その際、対象生徒は、「うーんまだやめるか迷っています。自分はやりたいので親と相談中です。」との返答であった。教頭は、「お母さんから『退部します』と以前言われたけど」と言ったが、他の生徒もいたのでそこで話はやめた。

同日の昼に教頭と対象生徒が給食を食べながら会話をした際、対象生徒は当該部に行きたい気持ちがまだあるとの話をしたが、教頭は関係生徒と一緒にやるのは難しいのではないかと話をした。対象生徒は、「うーん、それはあります」と答え、教頭は「●●を続けるのは難しいかもね、一度お母さんの方からは退部しますって10月29日に言われたからね。それで●●部は動いていると思う。」と伝えた。また、その後の会話で対象生徒は「やる気はまだ全然ある」との発言もあったが、教頭が「じゃあ、お母さんがお母さんの方でやめなさいと言ったの？」と聞いたところ、対象

生徒は、「別にやめなさいとかは言ってないけど、●●ってチームでやるものだから生徒Bとか一緒になる中でするのは難しいよと言いました。」と発言したという。ただ一方で、対象生徒は、「昨日ちょうど退部するか退部しないか話していたんですよ。やっぱ、もしも、やりたい気持ちがあるんだったらまだ退部届は出さない方が良くないじゃないか。」と母から言われてたとも言っていた。

その後、対象生徒は、他の部活に入るかどうかという話もしているということを述べた為、他の部活の可能性の話をして会話は終わった。

最終的に、いつ、誰が受領したのかは判然としなかったが、その後、退部・休部届の書式の「休部届」に丸をつけたものが対象生徒側から提出されたものと思われる。届出書の理由欄には、「僕は●●部の仲間から遠征先で暴行されて、学校に行けなくなりました。彼らから謝られてもいませんが彼らは●●部に戻り、コーチから一度も説明なく僕をチームから排除しました。信じられません。」との記載がある。

上記の経緯については、対象生徒保護者が当該部の監督によって当該部のLINEグループから外されたこともあいまって、対象生徒側は排除されたものの憤りを感じている。

2 学校の対応について

(1) 平時のいじめの未然防止体制について

平時のいじめの未然防止体制に明らかな不備は認められなかった。しかし、次に述べるように、いじめ認知時の体制構築に課題が認められた。

(2) いじめ認知時の体制構築について

学校の初動対応自体は比較的早期に行われたものの、当該校のいじめ防止基本方針においては、いじめへの対応について、迅速で組織的な対応を心がけ、「組織」を核として、情報の共有を図るとともに、いじめを受けた生徒への支援、いじめを行った生徒への指導、周囲の生徒へのケア等について、教職員の役割分担を明確にし、必要に応じて教育委員会へ報告し、

指導・助言を受けることが想定されている。

さらに、継続して心のケアが必要な場合には、被害者生徒支援として、「個別支援チーム部会」を臨時に構成し、情報連携と具体的な支援策の検討を行い、実施することも想定されている。

上記のいじめ防止基本方針自体は、役割分担を行った迅速な対応や、関係する教員個人の負担となり過ぎないようにした組織的な対応をもって、結果として対象生徒や関係生徒側の納得や早期解決にも資するものであると思料する。

しかしながら、方針自体が策定されていても、それが実践されなければ意味が無い。

本件認知後の対応の過程においては、前述のとおり、当該校のいじめ防止基本方針に記載のある「いじめ調査対策委員会」は意識した設置はなされておらず、「個別支援チーム部会」の設置の可否も検討はなされていなかった。結果的に、S C等の関与も限定的であり、いじめ認知時の体制構築においていじめ防止基本方針がきちんと実践されたとは言いがたい。

もし、組織的な対応がなされていれば、対象生徒保護者からの隣のクラスであれば対象生徒も当該校に登校できるとの趣旨の発言があった後、その要否や可否について組織的に検討を行い、明確な回答をすることも可能となった可能性がある。

（３）当該部の休部届提出の経緯等について

ア 対象生徒保護者が当該部のLINEグループから監督によって外されたことは、事実であることが調査において確認できた。

ただし、対象生徒保護者がユニフォームを投げてもう辞めると言ったという話を聞いたことから、監督は対象生徒が退部をしたと認識しており、対象生徒を排除する目的ではなく、対象生徒側が当該部のLINEを見続けることにより対象生徒側が嫌な思いをするのではないかと考え、LINEグループから外した。

そのため、監督がもし対象生徒が退部ではなく休部と聞いていたら、

L I N E グループから外さなかった可能性がある。

まず、この点、当該校と当該部との間で具体的な情報共有や事実確認などの連携が不十分であったと思われる。そのことが監督が対象生徒は退部することが決定的と考えたことの一因となっていると指摘できる。

また、監督は、当該校の教員ではなく地域の人物であり、その対応自体について当否を細かく指摘することは控えるが、L I N E グループから外すか否かについて対象生徒側と事前に協議又は少なくとも説明を行っていれば、この点に関する心情の行き違いを避けることもできた可能性がある。

イ また、前述の経緯からすると、当該校においても、休部届の提出に当たって肝心の部活生本人である対象生徒本人の意思を真摯に確認できていたとはいえない。

対象生徒保護者の言動をもって対象生徒は当該部を退部するものであると軽信したものであり、きちんと対象生徒本人の声に耳を傾けていれば、この点に関する心情の行き違いを避けることもできた可能性がある。

3 教育委員会の対応について

(1) 学校の初動報告は早期に行われ、教育委員会による当該校との連携・助言も比較的早期に行われたものといえる。当該校との連携内容等についても、特に指摘すべき点は見当たらなかった。

しかし、対象生徒保護者から対象生徒又は関係生徒の学級移動による対処の要望が教育委員会の担当者に直接伝えられた点については、当該校への登校再開を前提とした対象生徒の安心・安全にも繋がる可能性があったところであり、より丁寧で明確かつ記録に残る対応が望ましかったといえる。

(2) 町基本方針及び条例と、法や実態との乖離について

ア 当委員会の組織化に関する記載のある町基本方針及び条例と、法や実

態との乖離がある点は指摘しておきたい。

イ まず、前述のとおり、町基本方針においては「法第 14 条第 3 項の規定に基づく教育委員会の附属機関として、「いじめ問題等対応対策専門委員会」を設置する。」とされており、「法第 28 条第 1 項に規定する重大事態にかかる調査を行う場合、この附属機関が調査を行う。」とされている。一方、条例によれば、当委員会が重大事態の対処等について調査審議する旨の記載があることからすると、町基本方針に記載のある「いじめ問題等対応対策専門委員会」と条例に記載のある当委員会とは、同一の組織を想定しているものと思われる。この点、まず、町基本方針と条例に記載された組織の名称に齟齬がある。

ウ また、町基本方針においても、条例においても、設置される組織は、「法第 14 条第 3 項の規定」に基づいて設置するものとされている。

ここで、法第 14 条第 3 項の規定は、教育委員会と法第 14 条第 1 項で地方公共団体に設置される「いじめ問題対策連絡協議会」（同法の規定によれば、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図ることが目的である）との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるとされているものである。

したがって、法第 14 条第 3 項の規定に基づいて設置される機関は、重大事態調査を行うことを主眼として設置されるものではない（なお、重大事態発生時に法第 28 条第 1 項の調査を行うための組織と兼ねること自体は可能である）。

一方で、条例第 2 条の所掌事務は、重大事態に関するもののみが列記されている。まず、この点について、法との乖離がある。

さらに、法第 14 条第 3 項によって設置される組織は、町の条例で定めるところにより、「学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者」により構成される法第 14 条第 1

項の「いじめ問題対策連絡協議会」が設置されていることが前提となるが、そのような「いじめ問題対策連絡協議会」は和泊町には設置されていないようである。この点についても、法との乖離がある。

については、当委員会が原則として法第14条第3項の機能を担うものなのか、あるいは法第28条第1項の重大事態調査のみを担うものなのか、はっきりとした記載に町基本方針及び条例を改めることが望まれる。

エ　ところで、当委員会が法第28条第1項の重大事態調査のみを担うものであるとした場合、重大事態調査を行うときのみ設置される非常設の委員会とすることも考えられる。その場合、任期は概ね調査開始から調査終了までということになるのが自然である。

しかし、条例第4条第1項では「委員の任期は2年とする。」とされており、調査期間にかかわらず固定の任期が規定されている。

この記載から、当委員会は常設が前提となっている委員会なのか、非常設が前提となっている委員会なのか、条例の規定上は極めてわかりにくくなっている。

そして、もしも現在の条例が当委員会の常設を前提としているものであるとすれば、現に常設のために平時から委員を選任しておくべきである。

もし、平時から委員の人選がなされていれば、委員が本件の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有していないかのチェックは必要としても、個別の人物について対象生徒保護者の意向を踏まえる必要は必ずしもなく、重大事態調査の開始決定後にスムーズに第1回の調査委員会の日程調整や調査開始を行うことが出来たものと思われる。また、本来どおりの委員5名での調査審議を進めることも可能となったものと思われる。

第5 再発防止に向けた提言

1 はじめに

当該校及び教育委員会におかれては、対象生徒に対するものはもちろん、本件同様のいじめが今後起こることが無いように、より一層の未然防止の努力を行っていただきたい。

また、いじめの発生を認知した場合の対応についても、より良い対策を構築して行っていただきたい。

以上の視点から、当委員会から以下の点を具体的に提言する。

■ [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

3 大人の見守りが途切れる場面を想定した学校・部活動の運営

本件のいじめの主要な点を占める強度の暴行は、当該部の遠征中に発生したものである。そして、その場には、監督や同行していた教員はおらず、遠征中も暴行の発生等に大人は全く気付いていなかった。

この点、中学生の部活動においては、生徒の自主性を尊重する視点も重要である一方、まだ大人にもなり切れていないという発達段階を踏まえると、完全に大人の目が届かない状況を前提とする運営には慎重である必要がある。

常時、中学生の行動を監視しなければならないとは言わないが、特に、遠征や移動時、指導者の一時的な不在時など、構造的に見守りが薄くなる場面を事前に想定し、大人の目が全く届かなくなる時間を可能な限り最小化することや、監督者となる大人が不在の際の行動ルールを策定して部員に明示しておくなど、環境面での安全配慮を行うことが求められる。

なお、上記の点は、学校運営においても妥当する。

4 部活動における責任の所在の明確化

本件では、部活動が合同チーム・地域移行への過渡期という状況にあったこともあるかもしれないが、顧問教員、外部指導員（コーチ）、学校管理職の役割分担、連携のあり方や責任の所在が、関係者間で十分に協議・共有されていたとは言い切れない状況が見受けられた。

今後は、教育課程外とはいえ学習指導要領でも「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する」とされている部活動については、学校教育活動の一環という要素は拭えず、少なくともそのようなイメージを生徒・保護者は強く持っているものと思われる。

以上を前提に、最終的な場面ごとの責任主体を誰が負うのか（学校長なのか、あくまで課外の地域活動ということで部活動指導員が負うのか）を明確にした上で、日常的な指導、問題発生時の初動対応、教育委員会への報告等について、誰が判断し、誰が対応するのかを文書化し、関係者に周知することが望まれる。

合同チームの運営においては、学校間の連携もより一層必要であるのではないかと考える。

5 教育委員会を主体とした研修・情報共有体制の整備

部活動の地域移行や合同チーム化が進む中では、前項で述べたとおり、学校間の連携もより一層必要である。一方で、指導に関与する者が学校外にも広がるため、学校単独での対応には限界がある。

ここで教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条に基づき、学校運営に対する指導助言および教職員研修を行う権限と責務を有する。

そのため、教育委員会が主体となり、管理職、教職員、外部指導員等を対象とした研修会や情報交換の場を設けることは、学校設置者としての安全配慮義務を果たすための合理的措置と位置づけられる。

6 重大事態を想定した平時からの連携体制構築

本件は、学校の初動対応自体は比較的早期に行われたものの、重大事態またはその可能性を想定した場合に、各職員がどのような役割を担い、どの段階でどのように連携・判断していくのかについて、必ずしも十分な共通理解と合意形成が図られていたとは言い切れない状況がうかがわれる。

すなわち、前述のとおり、当該校のいじめ防止基本方針で策定されている体制が字面だけのものとなって、実際の対応場面において十分に機能するまでには至らなかったことが示唆される。

今後は、いじめが重大事態に発展する前の平時の段階で、学校におけるいじめ認知時の体制につき具体的かつ明確な体制を構築し、また教育委員会へ早期に相談・共有できる仕組みを引き続き具体的かつ明確に整備し、かつ、管理職、専門職、関係部署が連携して対応できる体制を迅速に構築できるよう整備していくことが望まれる。

また、構築した整備は、実践できるよう学校の教職員や関係者、教育委員会との間で資料や研修等も利用して、きちんと周知徹底していくことが望まれる。

加えて、学校においても教育委員会においても、教職員個人の過度な負

担とならないよう複数名でバックアップすること、また対応の見落とし等が無いようにチェックをするといったことが迅速かつ正確な対応のためには望まれる。そのためには、チームとして対応を進め、チーム全体で情報を共有していくことが重要である。このような体制がとられていれば、対象生徒保護者から対象生徒又は関係生徒の学級移動による対応の要望が当該校の教職員や教育委員会の担当者に直接伝えられた際にも、学校や教育委員会において全体的な情報共有ができ、ひいてはその要望に対して、組織的に検討し、より丁寧で明確かつ記録に残る対応が出来たものと思われる。したがって、学校のみならず、教育委員会においても、重大事態発生時の対応のチーム化を検討されたい。

7 スクールカウンセラー等専門職の活用

生徒指導提要では、いじめ等の問題行動への対応において、スクールカウンセラー等の専門職と連携し、多面的・組織的に支援を行うことの重要性が示されている。

専門職の役割は、個別の心理的支援にとどまらず、教職員へのコンサルテーションや組織対応への助言を通じて、学校全体の対応力を高める点にある。

教育委員会および学校は、重大事態またはその可能性が生じた段階で、専門職が組織的対応の一員として関与できる仕組みを制度的に位置づけ、運用がスムーズにできるような状況を作ることが望まれる（チーム別会議の運用に専門職が参画する仕組みづくりへの学校への指導・助言など）。

本件認知後、当事者らの学校の授業や部活への復帰について、検討や決定をする組織や役割が不明確であった。また、そのことにより対象生徒の保護者の混乱を招いた点もあったのではないかとと思われる。

以上